

生き方相談業務委託仕様書

1. 相談の目的

女性の生き方相談並びに男性の生き方相談の窓口を設け、女性・男性それぞれが抱える諸問題について、相談者が自らの力で解決していくように、男女共同参画の視点をもつて相談に応じ、適切な支援をしていく。

2. 相談場所

市指定場所

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 相談内容

(1) 女性の生き方相談

男女共同参画の視点とカウンセリングの技法を備えた女性の相談員が、生き方、家族関係、夫婦関係、性・からだ・心の問題、DVをはじめとする暴力等の悩みを持つ相談者の気持ちを受け止め、心理的なサポートをしながら、社会制度等の情報提供や様々な選択肢や価値観を提案し、相談者が自己決定できるよう支援する。

(2) 男性の生き方相談

男女共同参画の視点とカウンセリングの技法を備えた男性の相談員が、生き方、家族関係、夫婦関係、性・からだ・心の問題、DVをはじめとする暴力等の悩みを持つ相談者の気持ちを受け止め、心理的なサポートをしながら、社会制度等の情報提供や様々な選択肢や価値観を提案し、相談者が自己決定できるよう支援する。

5. 相談日時

実施日は、原則下記の日時とし、詳細は別紙「生き方相談日程表」のとおりとする。

(1) 女性の生き方相談

- ・毎週金曜日 午前10時～午後4時
- ・毎週水曜日 午後4時～午後8時30分

ただし、どちらも祝休日及び年末年始は除く。

(2) 男性の生き方相談

- ・毎週月曜日 午後6時45分～午後8時45分

ただし、祝休日及び年末年始は除く。祝休日の場合は、翌日火曜日に実施する。

6. 相談方法及び相談時間

(1)、(2) ともに電話相談の場合は相談者が通話料金を負担するものとする。

(1) 女性の生き方相談

・相談方法 電話及び面接

・相談時間 電話の場合 1人30分、面接の場合 1人50分とする。

(2) 男性の生き方相談

・相談方法 電話

・相談時間 1人30分とする。

7. 業務報告

(1) 業務に関する記録を業務実施日ごとに委託者が指定する書面にて作成し、業務実施日終了後、速やかに提出するものとする。

(2) 月計については、委託者が指定した書面により、業務日数、相談件数等を記載した集計表を、実施月の翌月5日までに提出するものとする。

8. 相談員名簿等の報告

(1) 相談に従事する相談員の名簿及び経歴書を、委託者が指定する書面により提出するものとする。

(2) 相談に従事する相談員が、緊急・やむを得ない場合において代わりの者が従事する場合は、委託者が指定する書面にて事前に提出するものとする。

(3) 個人情報に係る管理者及び相談に従事する相談員は、委託者が指定する個人情報に関する誓約書を提出するものとする。

9. 支払期日及び方法

支払い期毎の検査合格後、適法な支払請求を受けた日から、30日以内に支払うものとする。

10. その他

(1) 委託期間中、担当者と相談員が意思疎通及びケース研究のために両者出席の上、必要に応じ情報交換の場を設けるものとする。

(2) 相談業務の実施上必要な事項については、委託者、受託者双方が協議の上、決定するものとする。